あなたのアプリやIoT機器が犯罪に悪用されている！？

サイバー犯罪を敢行する際、犯罪者は捜査を免れるために他人のPC、サーバ等をマルウェア（悪意のあるソフトウェア）に感染させて乗っ取り、踏み台にして犯罪を行います。最近では、特定のアプリケーションやインターネットに接続する機器を踏み台にして不正送金等の犯罪が行われています。

このようなアプリや機器の利用は注意が必要です。

インストールすることで悪用される例



収益アプリ

インターネット回線を第三者に共有することで利益を得られるアプリケーション

機器自体にマルウェアが仕込まれている例



セットトップボックス

ケーブルテレビや衛星放送、インターネット配信の動画などを視聴するための機器



デジタルフォトフレーム

スマートフォン等で撮影したデジタル写真や動画を表示するための機器

犯罪者に悪用されないために

- インターネット回線を他人に共有しない。
- 違法行為を助長するものは利用しない。（例 違法視聴ができる等）
- 一定のセキュリティ基準を満たしたIoT製品を利用する（JC-STAR制度）



JC-STAR

JC-STAR制度
詳細はこちら
（IPA Webサイト）

本件に関するお問合せ
新潟県警察本部サイバー犯罪対策課 ０２５－２８５－０１１０